「2021年度ゴルフ場利用者数」及び「2022年3月末ゴルフ場数」について

本データは、1957 年度以降 65 年間の確定した「年間ゴルフ場利用者数」と「ゴルフ場数(各年度末時点)」を集計したものであり、65 年間の全国を網羅した唯一無二のものであります。

アンケート調査などに基づいたゴルフ人口やゴルフ関連産業規模の推計値は各種発表されていますが、確定した都道府県別の利用者数などのデータでありますので、是非、経営計画立案のベンチマークの一つとして活用いただけたら幸甚に存じます。

1. 2021 年度ゴルフ場利用者数

(注:「ゴルフ場利用税」の納税集計のため、実際のゴルフ場利用は2021年3月~2022年2月。) 2021年度の新型コロナウイルス感染状況は、前年度を大幅に上回り、多くの自治体に長期間に亘り「緊急事態宣言」の発出や「まん延防止等重点措置」が発令され、広域移動の自粛や飲食店の営業制限などにより社会経済活動に大きなマイナスが生じました。

このような新型コロナウイルス感染状況でありましたが、ゴルフ場利用者数は次に述べる要因によって、2020年度下期以降の増加傾向が継続し、対前年度比835万人増加(10.3%増)の8,969万人となり、1ゴルフ場当たりの利用者数も1997年度以来の40,641人と10.7%の大幅な伸びとなりました。(コロナパンデミック前の2019年度との比較でも373万人増加となった。)

今回のバブル的とも言えるゴルフ場利用者数の増加は、新型コロナウイルス感染拡大による様々な行動制限や精神的ストレスへの反動現象であり、加えて、広域移動を行わずに感染リスクの低い自然環境の中で家族や仲間と楽しめるレジャースポーツとして、ゴルフが評価された結果と思われます。この評価のベースには、ゴルフ場事業者の業種別「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」に基づいた感染防止対策が大きく貢献したと考えております。

コロナ禍において、「身近でささやかな幸せを希求する」と言った価値観の変化、そして、それに対応したゴルフ場運営の変化(スループレー、9ホールプレー、レストランや浴場の使用中止等)への評価などから、「ゴルフ普及策」としてマインドや健康を重視する対応がカギであるとの方向性も見えてきました。

2. ゴルフ場数

2022 年 3 月末日におけるゴルフ場数は、対前年度末比 9 減少の 2,189 ゴルフ場でした。 (都道府県に跨るゴルフ場が 18 あるため、実ゴルフ場数は 2,189 ゴルフ場となる。) 過去 10 年間で 2 番目に少ない閉場数となり、ゴルフ場の閉場が本格的に始まったと考えられる 2010 年度以降、11 年間の累計で 238 ゴルフ場が閉場したことになりました。

3. ゴルフ場利用税額の推移とそこから見えてくるもの

「2021 年度ゴルフ場利用税」の総額は、対前年度比 40 億円増加(10.0%増)の 439 億円となりました。「ゴルフ場利用税額」は 1992 年度の 1,036 億円をピークに年々減少していましたが、1996年以来の増加となりました。

また、2021 年度の「1 人当たりゴルフ場利用税額」は、1993 年以来の前年度比 4 円増加の 635 円で、利用者数増加や物価上昇を若干反映する料金改定が行われたことを示す結果となりました。

1989年の「娯楽施設利用税」から「ゴルフ場利用税」に変更されて以降、大半の自治体の「ゴルフ場利用税決定基準」が変更されていないため、「1人当たりのゴルフ場利用税額減少=ゴルフ場利用税決定対象料金の減少」と考えられ、平均的なゴルフ場プレー料金もほぼ同率に減少していました。

しかしながら、今後は、コロナ禍でのサプライチェーンの分断、原油・液化天然ガス・電気料金・ 食品価格の上昇、円安等々のコスト上昇要因への対応が喫緊の課題となると考えられます。

よって、コスト削減に向けた最大限の工夫を実施しつつ、プレー料金への適正な反映を丁寧な情報開示の基に実施していく必要が生じています。

4. 自治体ごとに定められている「ゴルフ場利用税決定基準」の不合理性

都道府県ごとに定められている「ゴルフ場利用税決定基準」には、合理性を欠いたものが多く散見されます。その典型的な例が、27 ホールや36 ホールのゴルフ場の「ゴルフ場利用税額」が高く決定される仕組みとなっているもので、14 県の決定基準に取り入れられています。現状、18 ホールプレーが100%に近い状況であり、18 ホールプレーだけのプレーヤーに27 ホールや36 ホール分の税負担を求めるのは、不合理なことです。「ゴルフ場利用税」は、ゴルフ場利用という行為に課税される税であり、ゴルフ場という資産に課税される税ではありません。

また、もっと不合理なことは、秋田県の「ゴルフ場利用税決定基準」にゴルフ場利用税等級決定の対象となる利用料金が次のように定めている点です。

「利用料金=平日における通常の利用料金(グリーンフィー・各種維持費・連盟協力金・ゴルファー保険・緑化協力金・河川整備基金)」

上記のアンダーライン部分はプレーヤーの承諾に基づき徴収される任意の寄付金ですが、利用 税決定の対象料金に含まれることになっています。(他県においてもゴルフ場の申告時において 選択制である旨の届出がない場合は、「協力費」との名目で含むとしている自治体があります。)

また、千葉県や埼玉県の決定基準は、芝生の優劣・クラブハウスの豪華性等を評価するものとなっていますが、極めて客観性が乏しく、主観的な判断基準となっています。

5.18 歳未満利用者は逓減傾向

「ゴルフ普及」とのテーマの中で、多くのゴルフ場や業界団体が「ジュニア育成」を活動目標に掲げている。下記の「18 歳未満者」のゴルフ場利用者数からは、その成果が 2012 年度をピークに逓減傾向にある。その原因分析も必要である。

「全国の18歳未満者の利用者数」(2010年度以降の利用者数)

(単位:千人)

年 度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
利用者数	338	346	343	330	329	309	293	273	267	263	283

6.「ゴルフ場利用税」今後は?

- ① ゴルフ場利用税は、娯楽施設利用税時代から軽減措置や非課税制度の導入、地方自治体の税収事情等による「決定基準」の変更により、整合性を欠いた状態となっている部分が多い。そもそも課税根拠が希薄な税金であることに加え、徴税側の都合によって様々な変化が加えられているため、税負担をするゴルファーには税額決定が理解出来ない税制になっています。その点の改善を求める運動も必要です。
- ② 「ゴルフ場利用税」は、ゴルフ場が「特別徴収義務者」となって徴収する仕組みとなっており、 プレー料金と一体となって支払われるため、キャッシュレス化の拡大による集金手数料には「ゴ ルフ場利用税」分も含まれています。特別徴収義務者に徴収手数料として支払われる「特別徴収 交付金」もありますが、不支給や極めて低額な自治体も多いため、「ゴルフ場利用税」分の徴収 手数料は、自治体の負担とするよう要望する必要があります。
- ③ ゴルフ場利用税収額の 30%は都道府県の一般財源となっているため、この部分を活用して地域の発展に寄与する連携事業の実施を要望する。

以上

2022年11月吉日

一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会 専務理事 大 石 順 一